

○益城町特別用途地区内建築物の制限に関する条例

令和元年6月19日条例第12号

益城町特別用途地区内建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区における建築物の建築の制限について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(特別用途地区内の建築制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表の右欄に掲げる用途に供する建築物を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供してはならない。

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。